

「山形県会計局工事検査課による出前講座」実施要領

(目的)

第1条 山形県会計局工事検査課による出前講座(以下「出前講座」という。)は、市町村の工事検査に対する支援及び工事目的物の品質確保の向上を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 出前講座の対象は、山形県内の市町村で工事検査を担当している職員とする。ただし、工事検査課長が特に認めた場合はこの限りではない。

(実施方法)

第3条 出前講座の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 講師については、工事検査課の職員を派遣する。
- (2) 会場及び運営については、開催を希望する者(以下「申込者」という。)が行う。

(対象工事)

第4条 出前講座で扱う対象工事は、土木の分野とする。

(実施内容)

第5条 対象工事における、工事検査の実務について、基本法令、実施の手法及び留意点等を座学及び実地等により行う。

(申込方法)

第6条 申込者は、開催希望日の概ね2か月前までに「(様式1)「山形県会計局工事検査課による出前講座」申込書(以下「申込書」という。)」により、工事検査課へ申し込むものとする。

(実施に対する調整)

第7条 工事検査課長は、前条の規定による申込みがあった場合には、実施日時及び出前講座の内容等について申込者と調整を行うものとする。

- 2 講師として派遣する職員については、出前講座の内容等の調整結果に応じて、工事検査課長が決定するものとする。
- 3 工事検査課は、開催が決定した場合は、申込書により開催決定日時及び講師名を申込者に通知する。

(費用の負担)

第8条 出前講座の開催に要する費用は、原則として申込者の負担とする。

(庶務)

第9条 出前講座の実施に関する庶務は、工事検査課において処理する。

(その他)

第10条 出前講座の実施について、この要領に定めのない事項は、工事検査課長が別途定める。

附 則

この要領は、令和3年1月6日から施行する。